

## 新学習指導要領の趣旨を生かした授業づくり

# 小学校体育科

### 1 改訂の趣旨

- (1) 小・中・高等学校を通じて
  - 生涯にわたって健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現することを重視し改善を図る。
  - 心と体をより一体としてとらえ、引き続き保健と体育を関連させて指導する。
- (2) 「体育」について
  - それぞれの運動が有する特性や魅力に応じて、基礎的な身体能力や知識を身に付け、生涯にわたって運動に親しむことができるように、発達の段階のまとまりを考慮し、指導内容を整理し体系化を図る。
- (3) 「保健」について
  - 生涯を通じて自らの健康を適切に管理し改善していく資質や能力を育成するため、発達の段階を踏まえて内容の体系化を図る。
  - 健康の概念や課題などの内容を明確に示すとともに、健康や安全に関する内容の改善を図る。

### 2 改訂の要点

- (1) 目標
  - ア 教科の目標

心と体を一体としてとらえ、適切な運動の経験と健康・安全についての理解を通して、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力の**基礎**を育てるとともに、健康の保持増進と体力の向上を図り、楽しく明るい生活を営む態度を育てる。

- イ 改訂された文言と改訂の理由（アの太字の部分）  
学校教育法第30条第2項の趣旨（生涯にわたり学習する基盤が培われるように）を踏まえ、「**生涯にわたって**」「**基礎**」が追加されている。

- (2) 内容 ※詳細は次ページの〔資料〕を参照

#### ア 運動領域

- 基礎的な身体能力を身に付け、運動を豊かに実践していくための基礎を培う観点から、指導内容の体系化、明確化が図られている。

※小学校から高等学校まで12年間で、4年毎の発達段階のまとまりに整理された。

小学校		中学校		高等学校
第1～4学年	第5・6学年	第1・2学年	第3学年	入学年次～それ以降の年次
様々な体の基本的な動きを身に付ける時期	多くの領域の運動を経験する時期	少なくとも一つの運動やスポーツを継続することができるようにする時期		

- 指導内容の確実な定着を図ることができるよう、運動の取り上げ方が一層弾力化されている。

※「体づくり運動」以外のすべての指導内容について、2学年のいずれかの学年で取り上げ指導することもできるようになっている。

#### <現行>

第1・2学年	第3・4学年	第5・6学年
基本の運動	器械運動	体づくり運動
		陸上運動
ゲーム	水泳	
	ボール運動	
	表現運動	



#### <新学習指導要領>

第1・2学年	第3・4学年	第5・6学年
体づくり運動		
器械器具を使っての運動遊び	器械運動	
走・跳の運動遊び	走・跳の運動	陸上運動
水遊び	浮く・泳ぐ運動	水泳
ゲーム		ボール運動
表現リズム遊び	表現運動	

#### イ 保健領域

- 身近な生活における健康・安全に関する基礎的な内容を重視し、指導内容が改善されている。
- 健康な生活を送る資質や能力の基礎を培う観点から、中学校の指導内容につながる系統性のある指導ができるよう内容が明確化されている。

### 3 新学習指導要領全面実施に向けた授業づくり

- (1) 運動領域

#### ア 子ども一人一人が自主的、自発的に意欲をもって学習に取り組む授業づくり

- それぞれの運動がもっている楽しさや喜びという運動の特性を明らかにし、その特性に触れるような活動を重視する。
- 子ども自らが考えたり工夫したりしながら運動の課題を解決する学習活動を取り入れる。

- イ 生涯にわたって運動に親しむ資質や能力の確実な定着を図る授業づくり
  - 運動の楽しさを味わうために必要な力をバランスよく身に付けさせるために、重要な要素となる「技能」とともに、「思考・判断」や「態度」の内容についても、各運動領域の学習において指導すべき内容を明確化する。
  - 学習カード等を活用して運動のポイントを具体的に示し、学習のめあてを明確につかませるとともに、一人一人がめあてに応じて活動の仕方（練習の場）を選んで取り組めるよう学習活動（場づくり）を工夫する。
- ウ 基礎的な身体能力を育む授業づくり（体づくり運動）
  - 低・中学年の導入（単元前半）においては、子どもにとって分かりやすくやさしい場づくりを行うとともに、一つ一つの動きを確認しながら運動する時間を設けるなど、苦手な子どもも楽しく取り組めるように工夫する。
  - 高学年では、自分の体力に応じて体力づくりが実践できるように、自分にあった運動の仕方を選んだり、工夫したりする活動を重視する。

(2) 保健領域

生涯を通じて健康な生活を送る実践力を育成する授業づくり

- 基礎的・基本的な内容の実践的な理解を図るため、グループ活動や実習などを取り入れ、子どもが身近な生活における課題を自ら発見し、解決していく学習活動を重視する。

〔資料〕内容の改善とポイント解説

領域	主な内容の改善	ポイント解説
運動領域	<ul style="list-style-type: none"> <li>○指導内容の体系化               <ul style="list-style-type: none"> <li>・低、中学年においても、高学年と同様に6領域で構成されている。</li> </ul> </li> <li>○指導内容の明確化               <ul style="list-style-type: none"> <li>・運動に親しむ資質や能力の確実な習得を図る観点から改善が図られた。</li> </ul> </li> <li>○体づくり運動の重視               <ul style="list-style-type: none"> <li>・すべての運動領域で適切な運動の経験を通して、一層の体力の向上を図ることができるよう指導の在り方の改善が求められている。</li> <li>・学習したことを学校の教育活動全体や実生活で生かすことが重視されている。</li> </ul> </li> <li>○「知識」の重視               <ul style="list-style-type: none"> <li>・「思考・判断」の内容で、知識を重視する観点から改善が図られている。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○基本の運動は、高学年への系統性を考えたときに、当該学年で何を身に付けさせたらよいか分かりにくいことから、これまで「内容」として示されていたものが「領域」として示されている。</li> <li>○ゲーム(中学年)及び「ボール運動」については、「ゴール型」「ネット型」「ベースボール型」として、類型ごとに整理されている。</li> <li>○各領域の「技能」などの内容が明確化されている。</li> <li>○基本的な動きを培うことを目的とした「体づくり運動」が低学年から示されるとともに、第1学年から第6学年のすべての学年において指導することとされている。</li> <li>○運動のポイントやルール、仲間と協力して活動する方法などを理解して様々な活動や練習に取り組む中で、技能や学び方、態度の向上が図られるものであり「知識」は、体育学習のベースにあるものとして重要である。</li> </ul>
保健領域	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新しく追加された内容</li> <li>①第5学年「けがの防止」 身のまわりの生活の危険が原因となって起こるけがの防止</li> <li>②第3学年「毎日の生活と健康」 健康の状態のとらえ方として主体の要因と周囲の環境の要因</li> <li>③第6学年「病気の予防」 地域の保健所などで行われている様々な保健活動</li> <li>④第1・2学年の「内容の取扱い」に「(4)各領域の各内容については、運動と健康がかかわっていることの具体的な考えが持てるように指導すること」が加えられた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○身近な生活における健康・安全に関する基礎的な内容を重視する観点からの改善。 ……①</li> <li>○健康な生活を送る資質や能力の基礎を培うため、中学校の指導内容につながる系統性のある指導ができるようにする観点からの改善。 ……②③</li> <li>○中学年の保健学習とのつながりを重視する観点からの改善。 ……④</li> </ul>

4 移行措置

<留意事項>

- 低・中学年について、授業時数の増加分すべてを「体づくり運動」に充てるということではない。
- 体力低下が依然深刻であり、体力向上のためには、早い段階からの取組が重要であることを踏まえ、特に低学年においては、できる限り21年度から新学習指導要領を踏まえた指導計画の作成に努めること。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	移行措置	移行措置	完全実施
低学年 (授業時数)	第1学年 102時間 第2学年 105時間		
中学年 (授業時数)	第3学年 90時間 第4学年 90時間		第3学年 105時間 第4学年 105時間
高学年 (授業時数)	第5学年 90時間 第6学年 90時間		
内容	学校の判断により、教育課程の全部又は一部を新学習指導要領によることも可能		新学習指導要領による教育課程の実施